

○ 出入国在留管理庁 告示第二号
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行に伴い、並びに外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十二条第一項及び第十八条第一項（同法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人技能実習機構に、次に掲げる事務の全部を行わせることとしたので、同法第十二条第七項及び第十八条第四項（同法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成三十一年四月一日

出入国在留管理庁長官 佐々木聖子

厚生労働大臣 根本 匠

- 一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する認定事務
- 二 法第十八条第一項（法第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する届出、報告書、監査報告書又は事業報告書の受理に係る事務